

38 追浜本町2丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区
		追浜本町2丁目地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 住宅で質屋を兼ねるもの イ 学校(幼稚園を除く。) ウ 博物館又は美術館 エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの オ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの カ 公衆浴場 キ 病院 ク 質屋 ケ 物品販売業を営む店舗で動物を販売するもの コ サービス業を営む店舗で動物の治療、保管その他のサービスを行うもの サ 畜舎
(2)	建築物の容積率の最高限度	
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	120平方メートル(長屋及び共同住宅については、120平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり30平方メートル以上とする。)。ただし、法別表第2(は)項第7号に規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。))については、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	0.5メートル(道路境界線における隅切部分を除く。)。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物の敷地面積が120平方メートル未満の公益上必要な建築物 イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の

		高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの ウ 附属建築物の自動車車庫
(6)	建築物の高さの 最高限度	地盤面から10メートル
(7)	建築物の形態又 は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の 制限	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のもの